

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第43号

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則（昭和33年佐賀県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
項目	区分	単価（円）	項目	区分	単価（円）
歯科処置	ふっ化物塗布	1件につき <u>350</u>	歯科処置	ふっ化物塗布	1件につき <u>360</u>
水質検査	飲食適否検査		水質検査	飲食適否検査	
	細菌学的検査（一般細菌検査）	1件につき <u>2,220</u>		細菌学的検査（一般細菌検査）	1件につき <u>2,290</u>
	細菌学的検査(大腸菌定性)	1件につき <u>3,880</u>		細菌学的検査(大腸菌定性)	1件につき <u>3,990</u>
	定性試験	1項目につき <u>980</u>		定性試験	1項目につき <u>1,010</u>
	定量試験			定量試験	
	簡易なもの	1項目につき <u>2,780</u>		簡易なもの	1項目につき <u>2,860</u>
	普通のもの	1項目につき <u>3,690</u>		普通のもの	1項目につき <u>3,800</u>
	複雑なもの	1項目につき <u>6,590</u>		複雑なもの	1項目につき <u>6,780</u>
	精密なもの	1項目につき <u>11,480</u>		精密なもの	1項目につき <u>11,810</u>
	特殊なもの	1項目につき <u>19,160</u>		特殊なもの	1項目につき <u>19,710</u>
特殊なもの	1項目につき <u>18,450</u>	特殊なもの	1項目につき <u>18,980</u>		
水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の1の項、2の項の左欄に掲げる事項に関する検査			水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の1の項、2の項の左欄に掲げる事項に関する検査		

改正前			改正後		
	細菌学的検査（一般細菌検査）	1 件につき <u>2,220</u>		細菌学的検査（一般細菌検査）	1 件につき <u>2,290</u>
	細菌学的検査(大腸菌定性)	1 件につき <u>3,880</u>		細菌学的検査(大腸菌定性)	1 件につき <u>3,990</u>
	し尿浄化槽放流水検査	1 件につき <u>10,150</u>		し尿浄化槽放流水検査	1 件につき <u>10,440</u>
	し尿処理施設機能検査	1 件につき <u>27,150</u>		し尿処理施設機能検査	1 件につき <u>27,920</u>
	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）放流水検査	1 件につき <u>12,500</u>		し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）放流水検査	1 件につき <u>12,860</u>
	プール水試験			プール水試験	
	理化学的検査	1 件につき <u>3,900</u>		理化学的検査	1 件につき <u>4,010</u>
	細菌学的検査	1 件につき <u>3,530</u>		細菌学的検査	1 件につき <u>3,630</u>
	大腸菌群定量	1 件につき <u>3,150</u>		大腸菌群定量	1 件につき <u>3,240</u>
ごみ検査	熱しゃく減量	1 件につき <u>2,400</u>	ごみ検査	熱しゃく減量	1 件につき <u>2,460</u>
食品検査	定性試験		食品検査	定性試験	
	普通のもの	1 項目につき <u>1,800</u>		普通のもの	1 項目につき <u>1,850</u>
	複雑なもの	1 項目につき <u>6,600</u>		複雑なもの	1 項目につき <u>6,790</u>
	定量試験			定量試験	
	簡易なもの	1 項目につき <u>2,740</u>		簡易なもの	1 項目につき <u>2,820</u>
	普通のもの	1 項目につき <u>5,250</u>		普通のもの	1 項目につき <u>5,400</u>
	複雑なもの	1 項目につき <u>9,380</u>		複雑なもの	1 項目につき <u>9,650</u>
	精密なもの	1 項目につき <u>14,550</u>		精密なもの	1 項目につき <u>14,960</u>
	特殊なもの	1 項目につき <u>24,150</u>		特殊なもの	1 項目につき <u>24,840</u>
	特殊なもの	1 項目につき <u>37,890</u>		特殊なもの	1 項目につき <u>38,970</u>
食品細菌検査		食品細菌検査			
一般細菌数	1 件につき <u>2,340</u>	一般細菌数	1 件につき <u>2,400</u>		
大腸菌群定性	1 件につき <u>2,920</u>	大腸菌群定性	1 件につき <u>3,000</u>		

改正前				改正後			
	大腸菌群定量	1 件につき	<u>5,110</u>		大腸菌群定量	1 件につき	<u>5,260</u>
	乳及び乳製品検査				乳及び乳製品検査		
	理化学的試験	1 件につき	<u>7,900</u>		理化学的試験	1 件につき	<u>8,130</u>
	(乳酸菌製品)				(乳酸菌製品)		
	乳酸菌定量	1 件につき	<u>3,450</u>		乳酸菌定量	1 件につき	<u>3,550</u>
	一般細菌	1 件につき	<u>2,100</u>		一般細菌	1 件につき	<u>2,160</u>
	大腸菌群定性	1 件につき	<u>2,100</u>		大腸菌群定性	1 件につき	<u>2,160</u>
	(乳及びその他の乳製品)	1 件につき	<u>3,200</u>		(乳及びその他の乳製品)	1 件につき	<u>3,290</u>
器具、 容器及 び包装 の規格 試験	規格試験			器具、 容器及 び包装 の規格 試験	規格試験		
	陶磁器、ガラス等	1 件につき	<u>10,140</u>		陶磁器、ガラス等	1 件につき	<u>10,430</u>
	ポリ塩化ビニル製及びポリ スチレン製以外の合成樹脂 製	1 件につき	<u>18,300</u>		ポリ塩化ビニル製及びポリ スチレン製以外の合成樹脂 製	1 件につき	<u>18,820</u>
	ポリスチレン製等	1 件につき	<u>31,460</u>		ポリスチレン製等	1 件につき	<u>32,360</u>
	ポリ塩化ビニル製等の合成 樹脂	1 件につき	<u>39,030</u>		ポリ塩化ビニル製等の合成 樹脂	1 件につき	<u>40,150</u>
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則による改正後の佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる依頼に係る使用料について適用し、同日前に行われた依頼に係る使用料については、なお従前の例による。